

船舶事故調査報告書

平成29年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	ウェイクボーダー負傷
発生日時	平成28年8月15日 11時15分ごろ
発生場所	静岡県浜名湖 舞阪灯台から真方位322° 5.2海里付近 (概位 北緯34° 44.9′ 東経137° 33.0′)
事故の概要	プレジャーボートアルファ号は、ウェイクボーダーを収容する際、ウェイクボーダーが負傷した。
事故調査の経過	平成28年8月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート アルファ号、5トン未満（長さ6.47m） 242-16946静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（ウェイクボーダー）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 水象：湖面 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、主機のクラッチを前進に入れた状態でウェイクボーダーを船尾ステップから収容していたところ、ウェイクボーダーが、足を滑らせて落水し、左足をプロペラに接触させて切創を負った。
分析	本船は、ウェイクボーダーを収容する際、船長が主機のクラッチを前進に入れていたことから、足を滑らせて落水したウェイクボーダーが回転していたプロペラに左足を接触させて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、ウェイクボーダーを収容する際、船長が主機のクラッチを前進に入れていたため、足を滑らせて落水したウェイクボーダーが回転していた本船のプロペラに左足を接触させたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ウェイクボーダーを収容する際は、主機のクラッチを中立にするか、主機を停止すること。